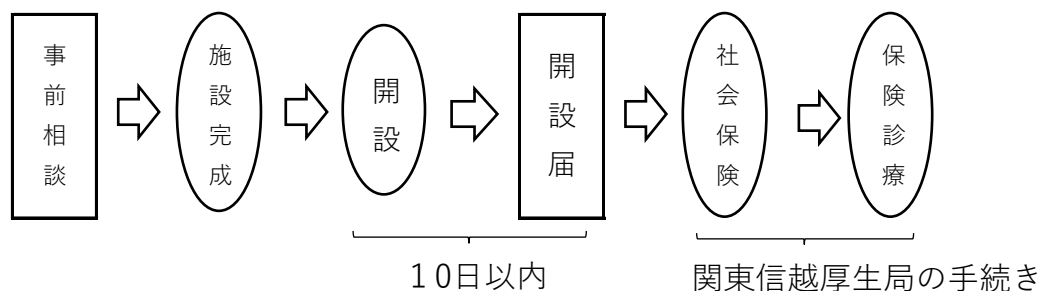


診療所（歯科診療所）新規開設の手引き（個人開設）

八王子市保健所 生活衛生課
医薬指導担当 042-645-5114

◆新規開設手続き流れ

（□が保健所での手続きです。）



- ※事前相談には、開設スケジュール（見込み）、平面図提出書類等で準備可能なものをお持ちください。
- ※開設スケジュールは、厚生労働省関東信越厚生局東京事務所（03-6692-5119）の社会保険手続き等も考慮の上、余裕を持って、ご準備ください。
- ※開設届は、開設後10日以内に届け出てください。後日、構造設備等の確認を行い、現地にて副本を交付いたします。
- ※病床を設置する場合は、東京都保健医療局医療政策部医療安全課医療担当（03-5320-4431）へご相談ください。

◆診療所開設届 届出書類等

（開設後、10日以内に届け出てください。）

提出書類等	記載・添付上の注意
①診療所（歯科診療所）開設届	診療所の名称は、近隣の診療所と類似しないよう、ご注意ください。 診療所と歯科診療所では様式が異なります。
②管理者の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し	免許証等と照合しますので、 <u>本証</u> もお持ちください。臨床研修等修了登録証は、H16.4（歯科はH18.4）以降に免許取得の方が対象です。登録証交付申請は厚生労働省（臨床研修病院等の所在地を管轄する地方厚生局）が窓口です。
③管理者の履歴書	現住所、氏名、生年月日、最終学歴及び職歴を記載してください。 職歴は、就職・退職を明確に記載し、最終の行は「〇〇診療所（今回開設した診療所）の管理者となる」で終わるようにしてください。（※1）
④診療に従事する医師、歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し	免許証等と照合しますので、 <u>本証</u> もお持ちください。
⑤業務に従事する医療従事者の免許証の写し	免許証と照合しますので、 <u>本証</u> もお持ちください。
⑥土地及び建物の登記事項証明書（※2）	発行後6ヶ月以内のものを添付してください。
⑦土地又は建物の賃貸借契約書の写し（賃借する場合のみ）	転貸による契約の場合は、所有者の承諾書を併せて添付してください。
⑧敷地の平面図	ビル内の診療所の場合は、利用する階全体の平面図。
⑨敷地周囲の見取図	道路と建物の位置関係がわかるもの。
⑩建物の平面図	縮尺1/100以上、各部屋の用途を明示してください。
⑪エックス線診療室放射線防護図	平面図及び立面図、縮尺1/50（歯科は1/50又は1/25）、壁及び鉛の厚さの記載
⑫案内図	最寄の公共交通機関等からの案内図

開設届（①）及び添付書類（②～⑫）は、正副用に**2部**ご提出ください。

※1 管理者が現に他の病院又は診療所に勤務している場合は、その施設の開設者の承諾書が必要となります。（詳しくは、保健所にお問い合わせください。）

※2 添付書類のうち、⑥の登記事項証明書は、原本1部と写し1部でかまいません。

※3 その他、提出、確認を追加して求める場合もあります。

◆エックス線装置備付届 提出書類等

（設置後、10日以内に届け出てください。）

提出書類等	記載・添付上の注意
①診療用エックス線装置備付届	
②エックス線診療室の平面図及び側面図	縮尺1/50（歯科は1/50又は1/25）、標識・ランプ等の記載 その他詳細は、①の診療用エックス線装置備付届の注意事項を参照してください。
③漏えい放射線測定結果報告書（写）	測定年月日、測定器の名称、測定者、測定条件、ファントム、測定結果等 （測定結果は、測定後6か月以内のもの。）

備付届（①）及び添付書類（②、③）は、正副用に**2部**ご提出ください。

その他、詳細については、八王子市保健所生活衛生課医薬指導担当へお問い合わせ下さい。